

平成 25 年度 活動方針

都市農地保全推進自治体協議会は、平成 25 年度の活動方針を下記のとおり定める。

記

1 住民への PR の促進

都市農地は、安全で安心できる農産物を生産するとともに、環境保全、防災、食育などの面で都市生活に潤いをもたらすなど、多面的で公益的な役割を果たしている。しかし、都市農地は減少の一途を辿っており、適切な保全が求められている。そのため、都市農地の役割や必要性について、さまざまな機会を通じて広く発信し、住民の理解をさらに深めていく。

2 国等に対する制度見直しの要望

国においては、現在、都市農地の位置づけを含む都市計画制度の見直しや、都市農業の振興や都市農地の保全に関する施策のあり方についての検討がなされている。都市農地が適切に保全される政策を実施するためには、これらの見直しが一体的に進められることが必要なことから、関係省庁が一層連携を強化して取り組むことを求めていく。加えて、都市農地の保全に資する都市計画法等の関連法規の改正を引き続き要望していく。また、農地を保全するためには、持続可能な営農を可能とする環境の整備が不可欠であることから、相続税納税猶予制度の堅持とともに、相続税の負担軽減などを求めていく。

3 都市農業の振興

都市農地は、農業者の日々の生産活動により支えられていることを踏まえ、農業委員会や農業協同組合とも連携し、大消費地に立地する特性を活かし、都市住民の多様なニーズや期待の高まりに応える都市農業の振興に努める。

4 研究活動の実施

都市農地の保全や農業振興施策について、現在の国の動向を知るための勉強会の実施や、各自治体の取組事例に係る情報交換など、研究活動および情報共有を行う。

5 協議会活動の発信

都市農地保全に向けた全国的な機運の醸成を図るため、本会の活動状況等を、本会会員と類似した農地状況を持つ自治体等へ適宜発信する。